平成２５年（フ）第３７６号
滋賀県湖南市中央３丁目30番地　202号、前住所大阪市東住吉区矢田１丁目12番19号　バンブーコートⅠ番館202号
債務者　ソワンドマベールこと　阪本　梨奈
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
大津市湖青１丁目１番地120
債務者　東条和喜子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１号
兵庫県姫路市安富町長野388番地９　アピアやすとみ1111号、申立時の住所兵庫県たつの市揖西町南山１丁目86番地
債務者　福井　　好
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１０７５号
広島県大竹市新町１丁目10番20号
債務者　田渕　隆司
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９号
広島市東区戸坂山根３丁目４番22―202号　ニューシティ山本
債務者　野田　克久
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４号
広島県東広島市志和町志和東1185番地12
債務者　細川　祐加（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６号
広島市西区田方２丁目９番24―305号
債務者　倉岡　克枝
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５号
山口県下関市彦島弟子待町３丁目４番９号、前住所山口県下関市大字永田郷325番地
債務者　田中　智文
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
山口県下関市上田中町４丁目12番１―304号　ジェイシティ下関
債務者　川嵜新一郎
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
高知県高岡郡佐川町甲477番地１
債務者　森　　良子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前11時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２６年（フ）第３８号
福岡県久留米市南２丁目８番16―５号
債務者　小坪　辰子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第９号
鹿児島県薩摩川内市矢倉町4296番地１ユーミーセルバ202号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町永野1000番地13
債務者　森　　利信
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
鹿児島県薩摩川内市矢倉町4296番地１ユーミーセルバ202号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町永野1000番地13
債務者　森　　啓子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第６号
秋田市添川字境内川原41番地７　コーポ古城苑２号
債務者　萬屋　慶子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４号
秋田市広面字野添98番地３　ロジェ広面１―Ｄ号、前住所秋田市山王６丁目17番10号
債務者　伊藤　祐介
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１号
福島県須賀川市大桑原字三分市後14番地１
債務者　佐浦　明美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係